

障害者65歳問題「障害者の壁」とは 訪問介護サービスに求められる 障害者の在宅生活支援



支援者・当事者の方から学ぶ

障害のある人が65歳を迎えると、障害者総合支援法から介護保険法に移行するため、介護保険の申請を求められます。そのため、これまで受けていた障害福祉サービスが利用できない、サービスの量が減ったり、負担額が増えるなど生活に必要なサービスが受けられない事態が起きています。「65歳の壁」とも言えるこの問題について、訪問介護事業所では、どのようにサービスを行っているのか、現状と課題について学びます。また、介護福祉士が障害分野で働く場合に必要とされる、障害者の高齢化に伴う障害の特性や支援方法、制度の理解を深める研修とします。是非、ご参加ください。

受けられるサービスが減るのでは

自己負担が増えるのでは

障害特性の考慮は

障害者総合支援法
居宅介護
重度訪問介護
(入浴・排泄・食事・移動支援他)

65歳
制度移行

介護保険法
訪問介護
(身体介護・家事援助)
障害者総合支援法
重度訪問介護
(入浴・排泄・食事・移動支援他)

講師：宮里 裕子 株式会社 訪問介護事業所ぷつくるケア
日本福祉教育専門学校 教員

研修日：令和5年2月25日（土）

時間：9時～16時

場所：北とぴあ（京浜東北線・地下鉄南北線 王子駅前）

受講料：会員2,000円・非会員3,500円

対象者：本研修に興味がある方

(内容) 午前：障害者総合支援法と介護保険法の制度移行への理解

：サービス移行の対応と支援の実際

午後：介護福祉士が障害分野で働くために必要な知識と技術

：支援者・当事者の方々から学ぶ

：アクリル板で作る文字盤を活用したコミュニケーション

申し込み：公益社団法人 東京都介護福祉士会事務局 申込締切：2月20日

下記のURLまたはQRコードを

読み取りお申込みください

<https://forms.gle/1xGCZmTHvegBofjTA>

